

旅館経営再生塾

第一七回

中小会社会計基準の有効活用について

二
(執筆 中村尚和)

「中小会社会計基準」の概要については前回述べた通りである。今回は当基準を採用した場合に受けられる無担保融資制度について紹介する。

「中小会社会計基準」を活用した無担保融資制度は、税理士の顧問先である中小会社が「中小会社会計基準」に従って決算書を作成し、税理士が証明した「中小会社会計基準」に関するチェック・リスト」を金融機関に提出することによって、融資申込みが出来るものである。

具体的なメリットとしては、優遇金利、事務手

数料の免除、無担保融資期間延長等を備えた無担保融資制度であり、税理士の関与先が依然として厳しい環境下に置かれていた現状において、期待される新融資商品と言える。日本は従来から担保主義に縛られた金融であったが、税理士が当基準に従った決算書であることとを証明することによって、担保の有無に左右されない企業業績を重視した金融を組めることが最大のポイントである。

現在この無担保融資制度を行っている金融機関は、三井住友銀行、横浜銀行、三浦藤沢信用金庫、埼玉りそな銀行、岩手銀行、百十四銀行、商工中金の七金融機関であるが、今後はさらに増えていくものと思われる。

今後この「中小会社会計基準」及び当基準を活用した融資制度が社会一般に定着することに期待したい。

